

平成30年度行政評価シート【個表】

平成 30 年 7 月 6 日

評価対象事業		評価者	総務課担当課長 小林 昭嗣	
総務-04	実施事業	事務管理事務	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課 総務課
			<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課 行革推進課
総合計画上の位置付け	分野	行財政運営	施策の方針	行財政運営

1 事業の目的

対象	市職員等
意図	最少の経費で最大の行政サービスを提供するため。
効果	行政事務の適正な管理を行い、社会情勢の変化に即した組織の構築に努め、効率的かつ効果的な行政運営を行う。

2 平成29年度に実施した事業の概要

行政不服審査法等に係る業務を行った。

3 事業費等基礎データ

データ区分	28年度決算		29年度決算		データ区分	30年度当初予算		備考
	人口等のデータ	人口	176,869人	176,466人		人口	176,308人	
	世帯数	80,928世帯	81,150世帯	世帯数	81,763世帯	事業の対象者数		
運営資源状況	事業の対象者数			事業の対象者数				
	決算値(千円)	0	352	当初予算(千円)	780			
	国県支出金			国県支出金				
	地方債			地方債				
	その他			その他				
	一般財源	0	352	一般財源	780			
	人員配置数	0.1	0.5	人員配置数	0.5			
事業経費運営	人件費(千円)	753	3,831	人件費(千円)	3,863			
	総事業費(千円)	753	4,183	総事業費(千円)	4,643			
	市民1人当りの経費(円)	4	24	市民1人当りの経費(円)	26			
	対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)				

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効率性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥当性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	9. 実施が義務付けられており(法廷受託事務等)、ニーズに応じて実施する事業ではない
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、廃止・休止はできない
	今後も市が実施すべき事業か	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、今後も市が実施する必要がある
有効性	事業の成果は得られているか	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、成果を計ることはなじまない
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公平性	受益者負担は公正・公平か	△-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△-9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、協働はなじまない

事業内容の方向性	<input type="checkbox"/> a: 事業内容を見直す	見直しの種類	<input type="checkbox"/> 拡大	見直しの内容	事業へ統合
	<input checked="" type="checkbox"/> b: 事業内容は現状通りとする		<input type="checkbox"/> 縮小		
	<input type="checkbox"/> c: 事業を休止又は廃止する		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> d: 他事業と統合し、本事業は廃止する				
予算規模の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> A: 予算規模を拡大する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由	審査庁業務を一元化してからの期間が短いため、事業内容については当面現状通りとする。		
	<input type="checkbox"/> B: 予算規模は現状維持とする		審査請求件数が想定より多いこと、内容が複雑であることにより、行政不服審査等嘱託員報酬及び行政不服審査会委員報酬の増額が必要である。		
	<input type="checkbox"/> C: 予算規模を縮小する				

総評(評価に対する考え方、根拠等)	平成28年度は各部総務担当課が担っていた審査庁業務を、平成29年度から総務課に一元化したことにより、より効率的な執行ができた。 また、複雑な案件は行政不服審査等嘱託員を活用しながら対応し、その実例を今後生かす方策を検討している。 事務管理を執行する行革推進課が新しい行政不服審査制度の施行にあわせた事務執行体制を確立するに当たり、事務管理事務の一部として整理してきたが、事務執行体制が見直されたことに伴い、他の関連事務との再編を検討する必要がある。
-------------------	--

平成29年度事業実施にあたっての課題 (前年度未解決の事項を含む)	行政不服審査制度における審査庁業務に求められる公平性は、法制事務の事務執行上の法律的な相談、訴訟事務の支援、審査請求における処分庁の支援とは両立しないため、公平性を確保し、審査請求人への説明責任が果たせる事務処理体制の構築が必要である。	
課題解決のために行った平成29年度の取組	組織の見直しを行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 解決 <input type="checkbox"/> 一部解決 <input type="checkbox"/> 未解決
未解決の課題、新たな課題とその理由	審査庁業務は、当初想定したよりも個々の案件に多様性があり、複雑な案件への対応について慎重な検討が必要となることも多いが、その実例を蓄積し今後に生かすとともに、前例を活用し効率化を図りつつも、常にその正確さを検証しながら事務処理を行う体制を作る必要がある。	

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項									
団体名	鎌倉市								
他市実績									

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	
-----------------------------	--

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容		単位	指標の傾向		備考			
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方	
------------------------------	--